

I 計画の策定 (Plan)

1 環境方針の作成

【登録要件】

- 代表者(事業主)は、環境マネジメントシステムに関する方針を定め、宣言する。
- 環境方針は、環境への取り組みの基本的な方向を明示する。
- 全ての従業員に周知する。

《推奨要件》

- 環境方針において、塩尻市環境基本計画に基づく環境への取り組みを行うことを明示する。
- 環境方針において、関連する法規制等の順守を誓約する。
- 環境方針は、自らの事業活動に見合ったものであること。

2 環境負荷及び環境への取り組み状況の把握

【登録要件】

- 事業活動に伴う環境負荷を把握するための調査、点検等を実施し、その結果を踏まえ、環境マネジメントを行う上で、取り組みの対象とすべき環境負荷を特定する。
- 二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量は、必ず把握する。ただし、総排水量の把握が困難である場合は、水資源投入量に置き換えることができる。
- 環境への取り組み状況を把握するための調査、点検等を実施する。

《推奨要件》

- 二酸化炭素排出量、廃棄物の排出量及び総排水量の把握に必要な物質以外のもので、特に使用量や排出量が多い物質、有害物質等を把握する。

3 環境関連法規等の取りまとめ

【登録要件】

- 事業活動を行うに当たって順守しなければならない環境関連法規や、その他の規制を整理し、取りまとめる。

《推奨要件》

- 規制を順守するために、自主的な目標値等を定めて管理する。
- 順守しなければならない環境関連法規等を取りまとめた一覧表を作成する。
- 環境関連法規等を順守するため、測定の頻度、方法、点検者等といった具体的な手続き等を定める。

4 環境目標の設定及び環境活動プログラムの作成

【登録要件】

- 環境方針、環境負荷及び環境への取り組み状況の把握結果等を踏まえて、具体的な環境目標の設定及び環境活動プログラムを作成する。
- 環境目標は、できる限り数値化する。

《推奨要件》

- 事業所の組織の規模に応じて、組織の全体目標と、部門別の目標を作成する。また、必要に応じて、部門別の環境活動プログラムを作成する。